

岩倉市診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領

(令和3年1月1日一部改正)

(目的)

第1条 この要領は、岩倉市国民健康保険の診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示請求又は開示依頼があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、国民健康保険におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。

(開示対象レセプトの範囲)

第2条 開示の対象は、岩倉市国民健康保険が保管するレセプトとする。

(開示依頼対象者の範囲)

第3条 開示請求又は開示依頼対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 被保険者等

ア 被保険者（被保険者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「被保険者」という。）

イ 被保険者が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

ウ 被保険者が開示請求をすることにつき委任をした代理人

(2) 遺族等

ア 被保険者が死亡している場合にあっては、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）

イ 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

ウ 遺族がレセプトの開示依頼をすることにつき委任した代理人

（被保険者等からの開示請求に係る書類の受付）

第4条 前条第1号に掲げる者からの開示請求があった場合は、「診療報酬明細書等開示請求書（本人用）（以下「開示請求書」という。）（様式第1）を提出させなければならない。この場合において、「診療報酬明細書等の開示請求をされる方へのお知らせ（本人用）」を必ず配布するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めなければならない。

(1) 請求者の本人確認の必要性

(2) 保険医療機関等に対する事前確認の必要性

- (3) 診療報酬明細書等の「傷病名」欄、「摘要」欄、「医学管理」欄、全体の「その他」欄、「処置・手術」欄中の「その他」欄及び「症状詳記」（以下「傷病名等」という。）を伏せた開示を希望する場合は、保険医療機関等に対する事前確認は要しないこと
- (4) 調剤報酬明細書については、開示請求があったことを事後的に調剤薬局にお知らせする旨
- (5) 本人の診療上支障が生ずると考えられる場合については開示できない旨
- (6) 開示請求のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- (7) 診療内容に係る照会については対応できない旨
- (8) レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
- (9) 交付の方法について
- (10) 交付までの所要日数について
- (11) 開示請求に必要な書類について
- (12) 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
(請求者の本人確認方法)

第5条 請求者の本人確認は、以下に掲げる書類（郵送による請求の場合は、その写し）の提出又は提示を求めて確認するものとし、提示をもって確認した場合には原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には、本人の了解を得るものとする。なお、郵送により開示請求を行う場合は、次に掲げる書類の写しに加えてその者の住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出しなければならない。

(1) 被保険者による開示請求の場合

次のア又はイに掲げる書類で確認するものとする。ただし、婚姻等によって、開示請求時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア 次のうちいずれか1点

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士

免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員等）、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

イ 次のうちいずれか2点（(ア)＋(イ)又は(ア)＋(ア)）

(ア) 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、国民年金年金証書（手帳）、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、請求書に押印した印の印鑑登録証明書、愛知県内等で有効な後期高齢者福祉医療費・子ども医療費・障害者医療費・母子・父子家庭等医療費・戦傷病者医療費の各受給者証

(イ) 次のうち写真が貼ってあるもの

会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書

(2) 法定代理人からの開示請求の場合

法定代理人の本人確認は、前号に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は成年被後見人であること及び請求者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次のアからオに掲げる書類のうち少なくとも1以上の書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア 戸籍謄本（抄本）又は全部事項証明書

イ 住民票の写し

ウ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）

エ 家庭裁判所の証明書

オ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 任意代理人からの開示請求の場合

任意代理人の本人確認は、第1号で掲げる書類で確認するほか、次のア又はイに掲げるいずれの書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認しなければならない。

- ア 被保険者の署名及び押印のあるレセプト開示請求にかかる委任状
- イ 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

(開示請求書の受理)

第6条 開示請求書の受理に当たっては、請求者の本人確認及び開示請求書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をした後、開示請求書を受理し、受付日付印を押印のうえ当該請求者へ開示請求書の控えを手渡す(郵送による請求の場合は送付する)ものとする。

(保険医療機関等への照会)

第7条 レセプトの開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に保険医療機関等に対して確認しなければならない。この場合において、「診療報酬明細書等の開示について(照会)」(様式第2)に回答期限(発信日より14日間)を記入し、「診療報酬明細書等の開示について(回答)」(様式第3)、開示請求のあったレセプトの写し(以下「開示用レセプト」という。)及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等(ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等)に対し、レセプト開示についての意見を照会するものとする。

2 レセプトを開示することにより本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該レセプトを開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分するものとする。この場合において、「部分開示」又は「不開示」とすることができるのは、レセプトを開示することによって、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす恐れがある場合に限られるため、「部分開示」又は「不開示」との回答については、その理由も併せて記入を求めるとともに、開示が可能となる時期についてもできる限り記入してもらうよう努めなければならない。

3 「部分開示」又は「不開示」の理由の記入が無い場合、回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図るものとする。ただし、第4条第3号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、保険医療機関等への照会を行わない

ものとする。

- 4 当該調剤報酬明細書を開示する場合においては、当該調剤レセプトを発行した保険薬局に対し「調剤報酬明細書の開示について（お知らせ）」（様式第4）によりその旨を速やかに事後連絡しなければならない。（開示、部分開示又は不開示の決定）

第8条 保険医療機関等より、当該レセプトについて前条の回答があった場合にあっては、その回答を踏まえ、開示、部分開示又は不開示を決定するものとする。この場合において、第4条第3号の説明の結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意した場合は、部分開示を決定するものとする。

- 2 法定代理人又は任意代理人（以下「法定代理人等」という。）からの開示請求による場合は、原則として被保険者に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。
- 3 次に掲げる場合にあっては、当該レセプトについては開示の取扱いとするものとする。

- (1) 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において、電話等により回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）
- (2) 当該保険医療機関等の廃止等の事情により、保険医療機関等に対して前条の照会を行うことができない場合。
- (3) 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、当該保険医療機関等を管轄する地方厚生（支）局に確認してもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。
- (4) 照会の結果、部分開示又は不開示の理由が記載されていない場合において、理由の記載を要請してもなお回答が得られないとき。（ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合を除く。）

（決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出）

第9条 開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）」（様式第5）により速やかに次の各号について請求者に通知を行わなければならない。

- (1) 求めることができる開示の実施方法

- (2) 窓口交付を実施することができる日時及び場所（窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨）
 - (3) 郵送による交付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用。この場合において、郵送は、「簡易書留」扱いとする。
- 2 開示決定通知書と併せて「開示の実施方法等申出書（以下「実施方法等申出書」という。）」（様式第6）を送付し、次の各号の事項等について記入を求めなければならない。
 - (1) 求める開示の実施方法
 - (2) 窓口交付を希望する場合の希望日時
 - 3 実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出するよう求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合は、請求書に記載された方法により実施するものとする。
（開示又は部分開示の場合の開示の実施）

第10条 実施方法等申出書により窓口による交付を希望する請求者については、交付を行う際、先に請求者宛に送付した開示決定通知書の提示を求め、第5条による請求者本人であることの確認をするものとする。ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、請求者本人であることの確認を行ったとみなすことができる。

- 2 開示の実施に当たっては、当該開示用レセプト（1部に限る。）に「岩倉市国民健康保険」及び「開示日」を記載して交付しなければならない。
- 3 当該開示用レセプトの交付の際は、請求者から請求書の右下欄に受領の署名を受けなければならない。
- 4 部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示しなければならない。
- 5 開示の実施方法等申出書に記載された開示の実施を希望する日から1月を経過しても連絡がない場合は、開示用レセプトを破棄するものとする。

第11条 実施方法等申出書において郵送による交付を希望する請求者については、実施方法等申出書の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めなければならない。

- 2 開示用レセプトの交付に当たっては、当該開示用レセプト（1部に限る。）に「岩倉市国民健康保険」及び「開示日」を記載して交付しなければならない。この場合において、請求書の請求者欄の住所欄に記載された住所あてに「簡易書留」扱いで送付するものとする。
- 3 部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示しなければならない。
- 4 送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から1月経過しても連絡がない場合は、破棄するものとする。

（不開示の場合の取扱い）

第12条 不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等不開示決定通知書（以下「不開示決定通知書」という。）」（様式第7）により速やかに請求者に連絡するものとする。この場合において、請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「簡易書留」扱いで送付するものとする。

（部分開示又は不開示の場合の理由等の記載について）

第13条 部分開示又は不開示の決定を行う場合については、第4条第3号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合も含め、その理由を決定通知書に記載すること。なお、保険医療機関等から開示が可能となる時期が示されている場合には、その時期についても記載するものとする。

（不存在の場合の取扱い）

第14条 開示請求があったレセプトについて、調査をしてもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、不開示決定通知書により速やかに請求者に連絡するものとする。この場合において、不開示の理由の欄に、レセプトの存在が確認できない旨を記入すること。なお、不開示決定通知書は請求書の請求者欄の「住所」欄に記載された住所あてに送付するものとする。

（再審査請求中又は返戻中のレセプトの取扱い）

第15条 再審査請求中又は返戻中のレセプトについて開示請求があった場合には、基本的には戻ってきたレセプトについて、開示等の決定をすることとするが、再審査請求又は返戻前のレセプトの開示請求があった場合は、第7条により、保険医療機関等へ本人の診療上支障が

生じないか照会した上で決定を行うこと。この場合において、その手続きについては第8条から第13条によって行うものとする。

(保険医療機関等への連絡)

第16条 第4条第3号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことによりレセプトを部分開示した場合には、そのレセプトを発行した保険医療機関等に対し、その開示に関する、受診者、請求者、開示年月日及び診療年月の情報を速やかに連絡すること。

(決定の期限)

第17条 被保険者等からの開示請求の場合は請求書を受理してから30日以内に決定を行わなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り、延長することができる。この場合において、請求者に「診療報酬明細書等の開示決定等の期限の延長について」(様式第8)によりその旨を通知すること。

(開示が可能となる時期の到来時の取扱い)

第18条 部分開示又は不開示の決定を行った場合であって、開示が可能となる時期が保険医療機関等から示されている場合は、当該時期が到来次第レセプトを開示すること。この場合において、その手続きについては第9条及び第10条によって行うものとする。ただし、部分開示を行った場合であって、第4条第3号の説明を行った結果、傷病名等の記載を不開示にする取扱いについて請求者が同意したことにより部分開示を行った場合又は保険医療機関等から事情が変わった旨の連絡があった場合は除く。

(遺族等からの開示依頼に係る書類の受付)

第19条 第3条第2号に掲げる者からの開示依頼があった場合は、「診療報酬明細書等開示依頼書(以下、「開示依頼書」という。)(様式第9)を提出させなければならない。この場合において、「診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ(遺族用)」を必ず配布するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求めなければならない。

- (1) 依頼者の本人確認の必要性
- (2) レセプトが医師の個人情報である場合において、保険医療機関等から開示について事前に同意が得られない場合は、原則として開示ができない旨

- (3) レセプトが医師の個人情報である場合において、遺族から保険医療機関等に対する事前の照会について同意が得られていない場合は、不開示決定を行わざるを得ない旨
 - (4) レセプトを開示する場合については、遺族の同意が得られていれば、レセプトを開示したことを事後的に保険医療機関等に連絡する旨。また、保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族の特定をしない形でレセプトを開示したことを保険医療機関等に連絡する旨
 - (5) 被保険者の生前の意思、名誉を傷つけるおそれがある場合については開示できない旨
 - (6) 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
 - (7) 診療内容に係る照会については対応できない旨
 - (8) レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨
 - (9) 交付の方法について
 - (10) 交付までの所要日数について
 - (11) 開示依頼に必要な書類について
 - (12) 郵送による開示を希望する場合は送料がかかる旨
- 2 依頼者は開示依頼書に以下の事項について記入しなくてはならない。
- (1) 保険医療機関等を開示についての意見を照会し、又は開示した旨を保険医療機関等に連絡することに同意するか否か
 - (2) レセプトを開示することが、亡くなった患者の生前の意思や名誉との関係で問題があるか否か
 - (3) レセプトの開示を依頼するに当たって特別な理由がある場合はその理由
(依頼者の本人確認方法)
- 第20条 依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類（郵送による依頼の場合は、その写し）の提出又は提示を求めて確認するものとし、提示をもって確認した場合には原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には、本人の了解を得るものとする。
- (1) 遺族による開示依頼の場合

次のア又はイに掲げる書類で依頼書に記載された氏名、住所（居所）が同一であることを確認するものとする。ただし、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア 次のうちいずれか1点

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員等）、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員身分証明書（写真・生年月日のあるもの）

イ 次のうちいずれか2点（(ア)＋(イ)又は(ア)＋(ア)）

(ア) 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、国民年金年金証書（手帳）、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、請求書に押印した印の印鑑登録証明書、愛知県内等で有効な後期高齢者福祉医療費・子ども医療費・障害者医療費・母子・父子家庭等医療費・戦傷病者医療費の各受給者証

(イ) 次のうち写真が貼ってあるもの

会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書

(2) 法定代理人からの開示請求の場合

法定代理人の本人確認は、前号に掲げる書類で確認するほか、遺族が未成年者又は成年被後見人であること及び依頼者が当該被保険者の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることを次のアからオに掲げる書類のうち少なくとも1以上の書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示を求めて確認するものとする。

ア 戸籍謄本（抄本）又は全部事項証明書

イ 住民票の写し

ウ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第15

2号) による。)

エ 家庭裁判所の証明書

オ その他法定代理関係を確認し得る書類

3 任意代理人からの開示請求の場合

任意代理人の本人確認は、第1号で掲げる書類で確認するほか、次の(1)又は(2)に掲げるいずれの書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示請求に関する委任があることを確認しなければならない。

(1) 遺族の署名及び押印のあるレセプト開示請求にかかる委任状

(2) 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

(遺族と被保険者の関係の確認等)

第21条 遺族については、前条いずれの場合においても、当該被保険者の死亡の事実及び当該被保険者の遺族であることを次に掲げる書類のうち少なくとも1以上の書類の提出又は提示を求めて確認しなければならない。

(1) 戸籍謄本(抄本)又は全部事項証明書

(2) 住民票(除票)

(開示依頼書の受理)

第22条 開示依頼書の受理に当たっては、依頼者の本人確認及び開示依頼書の各項目の記載に漏れ、誤りがないことの確認をした後、開示依頼書を受理し、受付日付印を押印のうえ当該依頼者へ開示依頼書の控えを手渡す(郵送による依頼の場合は送付する)ものとする。

(保険医療機関等への照会)

第23条 レセプトが医師の個人情報となる場合については、遺族の同意が得られていれば、開示についての意見を事前に保険医療機関等に確認しなければならない。この場合において、「診療報酬明細書等の遺族への開示について(照会)」(様式第10)に回答期限(発信日より14日間)を記入し、「診療報酬明細書等の遺族への開示について(回答)」(様式第11)、開示依頼のあったレセプトに係る開示用レセプト及び切手を添付した返信用封筒を添えて、当該レセプトを発行した保険医療機関等(ただし、調剤報酬明細書については、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等)に対し、レセプト開示についての意見を照会しなければならない。

2 レセプトを開示することに問題がない場合については「開示」、問題がある部分を伏して開示する場合は「部分開示」、問題がある場合については「不開示」と区分するものとする。この場合において、「部分開示」又は「不開示」との回答についてはその理由も併せて記入を求めること。ただし、「部分開示」又は「不開示」の理由が被保険者の生前の意思や名誉との関係から問題があるという理由の場合は、その旨を確認できる書類の写しの添付を求めること。

3 「部分開示」又は「不開示」の理由の記入が無い場合、回答期限が経過しても回答が無い場合については、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をするなど適切な対応を図るものとする。

(開示、部分開示又は不開示の決定)

第24条 保険医療機関等より、当該レセプトについて前条の回答があった場合にあっては、その回答を踏まえ、かつ、レセプトの開示を依頼するに当たっての特別な理由が存在する場合にはその内容も勘案して開示、部分開示又は不開示を決定するものとする。この場合において、レセプトが医師の個人情報である場合においては、保険医療機関等を開示についての意見を照会することについて遺族の同意が得られていないときは、不開示の決定を行うものとし、また、レセプトが医師の個人情報でない場合には、開示の決定を行うものとする。

2 法定代理人等からの開示依頼による場合は、原則として遺族に対しレセプトの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。

(決定通知書の送付及び開示の実施方法等の申し出)

第25条 開示又は部分開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の開示についてのお知らせ(以下「お知らせ」という。)(様式第12)により速やかに次の各号について依頼者に通知を行わなければならない。

(1) 求めることができる開示の実施方法

(2) 窓口交付を実施することができる日時及び場所(窓口交付を希望する場合には、窓口交付を実施することができる日時のうちから選択すべき旨)

(3) 郵送による交付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用。
この場合において、郵送は、「簡易書留」扱いとする。

2 お知らせと併せて「開示の実施方法等申出書」（様式第13）を送付し、次の各号の事項等について記入を求めなければならない。

(1) 求める開示の実施方法

(2) 窓口交付を希望する場合の希望日時

3 実施方法等申出書は、開示決定通知があった日から30日以内に提出するよう求め、期限内に実施方法等申出書の提出がない場合や連絡のない場合は、開示用レセプトを破棄するものとする。

(開示又は部分開示の場合の開示の実施)

第26条 実施方法等申出書により窓口による交付を希望する依頼者については、交付を行う際、先に依頼者宛に送付したお知らせの提示を求め、第20条による依頼者本人であることの確認をするものとする。ただし、受付時に本人確認の手段として提出された書類又は提示された書類の写しがある場合には、それにより、依頼者本人であることの確認を行ったとみなすことができる。

2 開示の実施に当たっては、当該開示用レセプト（1部に限る。）に「岩倉市国民健康保険」及び「開示日」を記載して交付しなければならない。

3 当該開示用レセプトの交付の際は、依頼者から依頼書の右下欄に受領の署名を受けなければならない。

4 部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示しなければならない。

5 開示の実施方法等申出書に記載された開示の実施を希望する日から1月を経過しても連絡がない場合は、開示用レセプトを破棄するものとする。

第27条 実施方法等申出書において郵送による交付を希望する依頼者については、実施方法等申出書の他に送付に要する費用についての郵便切手が添付されているか確認し、添付のない場合は、提出を求めなければならない。

2 開示用レセプトの交付に当たっては、当該開示用レセプト（1部に限る。）に「岩倉市国民健康保険」及び「開示日」を記載して交付しなければならない。この場合において、依頼書の依頼者欄の住所欄に記載された住所あてに「簡易書留」扱いで送付するものとする。

3 部分開示の決定を行った場合にあっては、当該不開示部分を伏したうえで開示しなければならない。

4 送達不能で返戻された開示用レセプトは、返戻された日から1月経過しても連絡がない場合は、破棄するものとする。

(不開示の場合の取扱い)

第28条 不開示の決定を行ったときは、「診療報酬明細書等の不開示について」(様式第14)により速やかに依頼者に連絡するものとする。
この場合において、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「簡易書留」扱いで送付するものとする。

(部分開示又は不開示の場合の理由等の記載について)

第29条 部分開示又は不開示の決定を行う場合については、その理由を決定通知書に記載するものとする。

(不存在の場合の取扱い)

第30条 開示依頼があったレセプトについて、調査をしてもなおその存在が確認できない場合は「不存在」とし、「診療報酬明細書等の不開示について」(様式第13)により速やかに依頼者に連絡するものとする。
この場合において、不開示の理由の欄に、レセプトの存在が確認できない旨を記入すること。この場合において、依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所あてに「簡易書留」扱いで送付するものとする。

(再審査請求中又は返戻中のレセプトの取扱い)

第31条 再審査請求中又は返戻中のレセプトについて開示依頼があった場合には、基本的には戻ってきたレセプトについて、開示等の決定をすることとするが、再審査請求又は返戻前のレセプトの開示依頼があった場合は、第23条により当該レセプトについて開示等の決定を行うものとする。

(保険医療機関等への連絡)

第32条 レセプトを開示した場合には、遺族の同意が得られていれば、保険医療機関等(調剤報酬明細書を開示する場合には、保険薬局)に対し、「診療報酬明細書等の開示について(お知らせ)」(様式第15)により、その旨を速やかに連絡すること。

2 保険医療機関等への連絡について遺族の同意が得られていない場合に、医師の個人情報に該当しないレセプトを開示した場合には、依頼者たる遺族を特定しない形で、その旨を速やかに保険医療機関等に連絡すること。

3 第23条により回答が不開示である場合において、最終的に開示する

と決定した場合には、保険医療機関等に対し、開示することとした理由を付記した上で、開示した旨の連絡をすること。

(標準業務処理期間)

第33条 遺族からの開示依頼の場合は、依頼書を受領してから開示等の連絡及び交付に至るまでの業務処理期間は、30日程度を目途とすること。

2 前項の期間を超える場合には、依頼者に「診療報酬明細書等の開示について(遅延のお知らせ)」(様式第16)によりその旨を連絡し、理解を得るよう努めなければならない。

(「レセプト開示受付・処理経過簿」の整理)

第34条 請求書及び依頼書の受付から開示等の連絡及び交付に至るまでの処理経過については、その都度「レセプト開示受付・処理経過簿」(様式第17)に記載し、進捗状況を把握するものとする。

(関係書類の整理保管)

第35条 レセプト開示に係る一連の関係書類は、受付日ごとに整理し保管するものとする。

2 関係書類の保存期間については5年とし、文書処理済(完結)となった年度の翌年度から起算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(岩倉における診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領の廃止)

2 岩倉における診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領(平成11年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。